

弾道ミサイル発射時の学校対応について

(平成29年9月15日 教育長決定)

(平成29年10月11日 改正)

【登校直前の場合】

- ① 登校前に弾道ミサイルが発射された場合、児童・生徒は自宅で待機します。発射された弾道ミサイルが遠方に落下するなど、登校前に安全が確認された場合は、通常どおり登校することとします。
- ② 安全が確認できない場合、引き続き自宅待機を継続します。
- ③ 登校時間を経過してから安全が確認された場合は、登校時間を繰り下げるなどの対応となります。
- ④ 弾道ミサイルの再飛来の恐れや、日本の領土・領海に落下するなど、安全が確認できない場合、臨時休業とします。
- ⑤ 安全が確認できるまではスクールバスの運行を一時見合わせ、①～④の状況に合わせた対応となります。
- ⑥ 登校時間の繰り下げや臨時休業の対応については、学校とは別に市教委でも協議を進めますので、連携を図ることとします。
- ⑦ 基本的には①～④の対応となりますが、政府（行政）が発表する指示を優先してください。

【登下校中の場合】

- ⑧ 自宅又は学校、近隣の頑丈な建物へ避難するよう指導してください。
- ⑨ スクールバス運行中は車を安全な場所に停車し、児童・生徒を近隣の頑丈な建物へ避難させてください。スクールバスはガソリンに引火する恐れがありますので、車内で待機しないでください。
- ⑩ 登校中に自宅へ避難した児童・生徒は、【登校直前の場合】の対応と同様となります。
- ⑪ 登下校中に学校又は近隣の頑丈な建物へ避難した児童・生徒は、【学校で活動している場合】の対応と同様となります。
- ⑫ 登下校中の児童・生徒は、弾道ミサイル発射に気が付かないことも想定されますので、スクールガードや通学路の地域の方から声掛けして頂くよう働きかけ、⑧の対応をお願いします。

【学校で活動している場合】

- ⑬ 校庭で活動している児童・生徒は速やかに校舎内に避難させてください。校内のドアや窓、カーテンを閉めて、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ避難させてください。
- ⑭ 校外で活動している児童・生徒を近隣の頑丈な建物へ避難させてください。
- ⑮ 近くに適当な建物がない場合、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守ってください。
- ⑯ 被害の内容が明らかになるまで、外に出ないで屋内避難を続けてください。
- ⑰ 市教委と協議のうえで授業時間を繰り上げる場合は、保護者へ連絡し集団下校の措

置を取ります。保護者に連絡が取れない児童・生徒は引き続き学校で避難を継続し、学校に避難している児童・生徒を保護者への引き渡す場合は、保護者が直接迎えに来る方に限ります。

- ⑱ 安全が確認されるまで、政府（行政）が発表する指示に従ってください。

【安全が確認できるまでの対応】

- ⑲ 市教委は市防災所管課と連携を取り、避難指示など最新の情報を学校へ発信するよう努めてまいります。情報網が寸断される可能性もありますので、テレビ、緊急告知防災ラジオなどをおして情報収集に努めてください。
- ⑳ 自然災害と同様に学校は避難所となりますので、避難所を開設する際は学校管理職による開錠をお願いします。市役所職員は避難所となる学校に急行し、管理を引継ぎます。

【その他】

- 弾道ミサイル発射時の対応については、今後、関係機関との連携により随時改正してまいります。
- 本書に記載された内容が学校現場で馴染まない場合についても、随時改正更新してまいります。
- 本書に記載のされていない事項については、これまで文部科学省や北海道教育委員会から発出された通知等と合わせた対応となります。